

小沢三郎編日本プロテスタント史史料

——「文部省訓令一二号」とその反響——

(三)

杉井六郎校注

—

小沢三郎氏には『内村鑑三不敬事件』(新教出版社 昭和三六年)について、「文部省訓令第一二号と其反響」刊行の腹案があつたのである。『日本プロテスタント史研究』の研究入門のなかで、「帝国憲法発布後の宗教自由の具体的問題」の事例に、「内村鑑三不敬事件」と「文部省訓令第一二号」の二つをあげておられる(同書五六一五九ページ)。また、「近代日本における『信教の自由』」のなかでも、「キリスト教主義学校弾圧」と題して言及しておられる(同書一三五ページ)。

さて、今回から収載する日本プロテスタント史史料は、その準備のために、氏が当時の新聞・雑誌から「文部省訓令第一二号」に関連する諸記事を丹念に集録したもののもとにし、これに若干を追補したものである。

周知のように、訓令一二号は明治三二年八月三日に出された。

「官報」四八二七号によると、「朕極密顧問ノ諮詢ヲ經テ私立学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム 御名 御璽
明治三十二年八月二日 文部大臣 伯爵樺山資紀 勅令第三百五十九号 私立学校令（以下略）」（三三一—三四一頁）
（ジ）ついで、「文部省令第三十八号 明治三十二年勅令第三百五十九号私立学校令第十七条ニ依リ私立学校令施行規則ヲ定ムルコト左ノ如シ 明治三十二年八月三日 文部大臣伯爵樺山資紀 私立学校令施行規則（以下略）」がしめされ（三七一—三八ページ）、これに續いていわゆる「文部省訓令第一二号」がかかげられている。それは次の通りである。

「文部省訓令第十二号

北海道 府県

文部省直轄学校

一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス依テ官立公立学校及学科課程ニ關シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ

明治三十二年八月三日

文部大臣 伯爵樺山資紀 「（四八ページ）

」の訓令の世論に与えた衝撃は大きかった。とくにキリスト教主義学校に与えた影響はきわめて大きかった。いまの問題に関して、キリスト教主義学校の歩んだ経緯のなかで、すぐれて水際だった措置に徹した学校の一つで

ある青山学院の例を見ると次のようにしるされている。「かくて学院は一切の特典を捨て、創立の本旨を貫き通すか、或は凡ての宗教教育を廃止して、尋常中学校の資格を保つか、という岐路に立つた。学院内でも種々の議論が生じ、他の基督教主義学校の中には訓令第十二号に従つて普通の中学校に転じたものもあつたが（傍点杉井）、学院は如何に生徒が激減しても、創立の精神である基督教主義教育を守らねばならぬと云うに決し、三十三年三月限りで、尋常中学部を廃止した。かくて新しく中等科を設け、法令以外に立つて、独特的の教育方針を固く守つて教育したところ、果して多くの退学者が続出し、或る学級の如きは残留者僅に一名というか如き窮状に陥つた」と、回顧史ではあるが述べている（『青山学校八十五年史』五七一五八ページ）。

この間のキリスト教主義各学校の対応の経緯については、各学校はその学園史料にもとづいて、その克明な事態の推移と経過を明らかにしなければならぬ責任を負つてゐる。同志社はまずその最たるものである。思うに校史はその内部資料のみに依拠した叙述の姿勢を越えて、その社会的な存在としてのあり方に視点をすえて、当年の時勢・世論とのかかわりに深い考察をむけなければならない。

この史料がこうした考察を進めるための土俵になれば幸いである、故小沢三郎氏の意図もまったくそこにあつたと考えられる。なお収載史料一覧は末尾に一括して掲載する。なお、年月日・曜日の下の数字は一連番号である。

明治32・1・6 (金) <1> [福音新報 (一八四号・一五ページ)]

○改正条約実施とミッショングループ

本年七月よりは改正条約実施せられて、外人居留地も政府の治権内に入ることとなりしと、高等教育会議の決議に拘れば、外人は学

校を設立するを得ざるより、各居留地にて外人が監督せるミッショングスクールにては、其後の維持に付て種々思考中なりと云ふ。

明治32・1・30(月) 〈一〉[能仁新報(五七六号・一ページ 社説)]

○内地雑居の開始

明治の御代も今や進んで三十と又二帝国の文化は日に月に発達してまた昔日の旧日本にあらず殆んど別天地の觀をなせり全国到る處鉄路の開けざるなく電信電話の設け是れ日も足らず交通の便海に陸に四通八達年一年より驚くべきの進歩を以て世界の競争場裡に向ひ前進しつゝあるなり

特に本年七月よりは條約改正の結果としていよいよ内地雑居の実施ざることとなりぬ 抑も此の世界は生存競争の社会であるから内地雑居の上は日本人と西洋人と何れが競争力が強ひか此から其競争力の力比をせねばならぬ

しかし内地雑居が初りたとて左様に一時に多くの西洋人が入り込はせまひか先づ第一に這入込で来る外国人は大抵本国にて持てあまざれた無頼漢不徳者である丁度今ま日本で名譽も信用もなひ者が台灣島へ渡りて種々の悪計を企て一攫千金の富を謀る輩があると大小の差はある同類のものならんかと思はる。か様な輩がそろ／＼入込で来て此の町内にも一軒亞米利加屋が店を開き彼処の村にも英吉利商会の建築が始りて或は商業に或は製造に或は資金に或は炭鉱に或は農業に種々様々なる事業を起して本国人と其競争を初めるに相違なし

此種の人物は勿論耶蘇教国民なれば其教国民の増加すると同時に耶蘇宣教師も益々多く入込來りて諸方に大なる教会堂を建築して盛んに其伝道布教を企て或は学校に或は病院に我が帝国臣民をも力を尽して彼の耶蘇教徒に引込こと明なり

日英条約第一条第三項に云く

両締盟国の方の臣民は他の一方版圖内に於て良心に關し完全なる自由及び法律勅命及び規則に從て公私の礼拝を行ふの権利并に其宗教上の慣習に従ひ埋葬の為め設置保存せらるゝ所の適宜便宜の地に自國人を埋葬するの権利を享有すべし

右にて耶蘇教徒たる者は日本に於て盛んに其教を信じ公然其法を行ふことの権利自由が認てある

左れば内地難居後の日本は丁度一家の中に他人が住居してゐるやうな工合で其他人は家内の人とは全く其の家風を異にし従つて其の信仰も異りをる上に若し他人の方が氣隨氣儘に威張りて其の勢力を奮ふて家内の者が異地自らるゝ其他人は金持で家内の者は貧乏とした日には家内の者が其家の主人より返りて御客様の他人を大切にすると云ふやうなる奇觀なしと云ふべからず仏教家も本気にならぬと衰滅すべし

若し一家にして其家の居候が家内の者より勢力を逞ふして果して其家の安全を保ち得べきや若し一国にして其國人心の統一を欠き愛國の精神を減少する時は其國の独立を保ち得るや否是れ内地難居に就て深く其注意を要することにして印度は其事實の証明なり我が國民は近來一般に驕奢に流れ特に婦人は衣服を飾るの風行はれ上は貴族を初め下は田舎に及ぶ夫れ美服は其人を怯弱ならしめる驕奢は其家の財を散す

今ま日本人と外国人と内地難居して此より益々其の競争を試みんと欲す第一の競争力は金力即ち資本にして次は忍耐力なり故に愈々華奢を省きて大資本を造り仏教の德義によりて忍耐力を養成せざる可らず

之れに加ふに日本人は日本人である外国人とは其性質を異にすと云ふ愛國の精神を以てせざるべからず是れ帝國臣民の美德なり亦婦人の小兒養育の精神なり然るに國民道徳の衰頽風俗輕薄國家の利害を顧みず外國の奸商を結託し「」の私慾をのみ營まは其の結果は終に全く其競爭力を失ふて紅鬚の西洋人は意氣揚々二頭馬車にて街道を叱咤し日本人は朝に夕に汗膏をしづびりて使役せらるも知る可からず近々其実例あり

嗚呼愈よ富國強兵を期す是本年に入て特に甚矣

○宗教に関する質問
明治32・3・1(水)〈三〉〔政教時報(五号・一二ページ)〕

去月十四日代議士早川龍介氏外三十餘名より提出されたり、而して氏は、議場に於て宗教に関する一場の演説を試みられたり、知らす政府は明確なる答弁与ふるや否や、其質問書の要旨左の如しと云ふ

我国は從來の宗教が千有余年の慣習と国情に適合したるに依り自然的國教の如くなり來りたるは事實に於て明なり而して今猶習慣を遂行しつゝあるも已に憲法第廿八条に臣氏の義務に背かず安寧の秩序妨げざる限に於て信教の自由を許され又各國の條約に於て規定する通り文化進歩の今日に於て当然のことなりと雖も内地雜居に際し宗教の全体に対し之が規定を定め彼我の安寧を保全せざるべからず万一期に後れ時を誤れば國を益するの利器却て國を害するの結果を生ぜざるを保せず政府は宗教上に於ける所謂臣民の義務に背かず安寧秩序を妨げざる限に於ける規定は如何なる方法に依る欵右及質問候也

明治32・3・15(水)〈四〉〔政教時報(六号・一三ページ)〕

○宗教に関する政府の答弁書

本誌前号に掲げし早川代議士の提出にかかる質問書に対し其後二月廿八日に至り、西郷内務大臣より、左の答弁書を出せり、

衆議院議員早川龍介君提出宗教ニ関シ質問ニ对スル答弁
宗教ノ取締ニ關シテハ政府ハ現行ノ法律命令及行政ノ権限ニ依リ敢テ臣民タル義務ニ背キ及ヒ國家ノ安寧秩序ヲ害スルコト莫カラシメントス且ツ宗教ニ關スル法規ヲ整備スルハ緊要ノ事ニ屬スルヲ以テ夙ニ之カ調査ニ從事セリ改正條約ノ實施亦法規ノ整備ヲ促サ、ルニアラスト雖モ深ク目下ノ状勢ニ顧ミルニ今遽カニ宗教ノ全体ニ敵シ規程ヲ設クルノ必要ヲ認ムルニ至ラス政府ハ益慎重熟慮シ之カ調査ヲ遂ケ以テ宗教行政上遺憾ナキヲ期ス右及答弁候也

明治三十二年二月二十八日

内務大臣候爵 西郷従道

今や内地雜居の期百余日に垂んとす、吾人は其の言の如く政府が宗教行政上に於て遺算なからむことを切望す。

明治32・4・10（月）〔能仁新報（五八六号・四ページ）〕

○基督教学校に就いて宣教師の意向

新條約実施以後基督教学校的処分に就いては政府も非常に苦心し居る由なるが今一二三外國宣教師の意向を聽くに孰れも皆憲法上信教の自由を許され居るを楯として基督教主義の学校には聖書を以て倫理を基礎となし政府は宗教政府にあらざる以上決して信教に干渉することを許さず我々は何処迄も聖書を以て学校教育の基礎となさんと欲す云々現にキング氏の如きは從来日本政府が基督教学校に徴兵猶予の特許を与へざるを大に攻撃し既に憲法に依りて信教の自由を許され居る以上は仏教にまれ神道にまれ將た基督教にまれ日本政府たるものは其の倫理の基礎の何れにあるを問はずして一般に青年の教育を完成せしめんが為め徴兵の猶予を与へざる可からずと主張しつゝあり尚ほ其の他の宣教師も多くは之れと同様の説を唱へつゝあれば新條約実施後文部省の処分如何に由りては啻に其の処分に反抗するのみにあらず更らに其反動として多くを望むに至るやも知る可からずとは厄介なり

明治32・4・10（月）〔能仁新報（五八六号・四ページ）〕

○基督教学校の処分

新條約実施の準備に就いては政府は非常に苦心し居るとのことなるが基督教を如何にして監督す可きかは既に内務省にて從来の仏教及び神道の如く管長を置きて内務省の監督の下に自治せしむることと略決定したる理由なるも口基督教学校的処分に対しては未だ施す可き策なく宣教師が設立したる学校に於ては聖書を以て倫理課の教科書となし居るを公認すれば仏徒神道家の憤怒を招くなれる可く去りとて之を廃せしめ他学校と同等の倫理教科書を用ひしむれば外国人の反抗を免れざるは知れ切つた事にて只さへ下へも置かぬ外国人の感情を害するとありては由々敷一大事なりとて昨今内務省と文部省の間に此問題に対する交渉は始まり内務省にては可成之を文部省に押し付けんとし又文部省とては又た之れを内務省の処分に任せんとし双方互ひに推移の姿にて此問題の為めに両省は目下非常に困難を極めつゝありと云ふ

明治32・4・19（水）〈七〉 [日本（三四六一号・一ページ）]

○第三回高等教育会議（第一日）

昨日の高等教育会議は記者遅刻したれば午後一時半頃迄の議事は傍聴せざりしが二時五十分頃暫時休憩の後再び開議し私立学校令を討議することとなり岡田参与官福原參事官は説明の任に当り質問の矢玉は先づ江原素六氏より起り私立学校の設立者は文部省規定の教員資格を有する者に限るや否や、然らば成城学校の川上操之氏及び商業学校設立の噂ある大倉喜八郎氏などは校長となる能はざるにあらずやなどの質問あり、福原參事官は私立学校令の所謂設立者とは実際学校の教務を管理する者を指すなりと答へ、伊沢修二氏は宗教取締に関して一二三の質問する所あり、其他二三の質問並に答弁ありたる後七名の委員附托となる。（後略）

明治32・4・23（日）〈八〉 [日本（三四六五号・一ページ）]

○高等教育会議

昨日午後三時開会加藤議長は書記をして諸般の報告を為さしめ諮問案第四（私立学校令）の議事に移るや特別委員江原素六氏は委員会に於て同案を修正したる条項（第五条第十一條第十四条四項第十五條）を報告し穂積、伊沢、寺田、手島、菊地、鎌田の諸氏交々質問し限本氏は『外国人は小学校中学校高等女学校の設立を為すことを得ず』云々の一条を追加せんとの動議を提出したるが鎌田氏は条約上より江原氏は諸外国の例より之に反対し湯本氏は限本氏の動議に賛成したるも總局採決するに至りて少數にて消滅せり夫より修正の条項に付き審議したるも格別の議論もなく修正なき条項は原案の通り可決し第一講会を終りて休憩す時に午後三時四十分

明治32・4・28（金）〈九〉 [日本（三四七〇号・一ページ）]

○私立学校令と外国宣教師

今回高等教育會議にて議決せし私立學校令に対し外國宣教師間早くも不平の声を伝へ始めたるが如く氣早の連中には反抗運動準備云々など騒ぎ居るをあるとぞ某宣教師説を為して曰く同令中に外教排斥の氣色表はれ居ること遺憾なれ日本の憲法中既に信教の自由を保証し居る以上は各宗教執れと依佑の沙汰ある可らず然るを彼の所謂認可學校なるものは徵兵猶予の特權を附与しながら之れと同等若くは優等の教育課程を有する宗教學校とは之れを許さざるさへあるに尚且つ學校の宗教に干渉せんとするが如きは頗る理由なき所なり更に外國人をして實際上私立學校を設立し能ばざらしめたるは寧ろ是れ政府の狹量と怯懦を示せるもの吾人日本國の為めに悲まざるを得ず要するに吾人等の希望は憲法に許されたる宗教の自由を日本國民と共に享受し自から善と信ずる所を人に施すに差支へながらしむるに在り云々と蓋し此種の説は今や彼れ外國宣教師等の相伝ある所なるに似たり然れども彼等が説は全く今回の私立學校令を誤解せるに非ざれば充分同令を見ずして軽々しくかゝる言を喋べるものなるべし何となれば今回議決の私立學校令中には其第十七条中に於て宗教と教育を分離せしめたる一事のみにて而かもこは独り耶穌教のみにあらず各宗教の上一切平等なればなり教育と宗教分離は彼等自國に於ても亦然る所蓋んで特リ我國に云々するの理あらんや吾人は彼等が半カザリの研究を以て如是堅卒の怨言をなすを戒む。

明治32・5・3 (水) へ1〇) 「日本 (三四七五号・二ページ)」

○英米公使の抗議

英米両国の公使は彼の私立學校令中宗教學校の件に就き政府に向つて抗議したりとか聽く之れを米國公使館員に質たるに別に抗議と之ぶ程の事にも非ずして只文部省の宗教學校に対する精細なる意見を問合はしたるのみなり私立學校令の声調が甚だ排外的なることは誰も認むる所なりと雖も去り辯案目中之れこそ排外的なりと指摘し日本政府が之に向つて答弁に窮するが如き点あるを見る能はず乃はち口文部省の真意を曉めんと欲するのみにして末だ意見を具し至当の方法を忠告して日本政府に抗議したるに非ざるなりと云へり尚ほ聽く所に依れば外國宣教師等は之の機に乗じ更に一步を進めて彼徵兵猶予の特權を享受せんと夫々奔走しつゝあり

明治32・5・4（木）＜一一＞〔日本（三四七六号・二ページ）〕

○私立学校令と宗教学校（外国宣教師等の運動に就て）

今回高等教育會議の諮詢を経たる私立学校令中宗教学校の件に就き英米公使等が我政府に向つて抗議したりとの噂は全く虚伝にして唯米公使館員等が自國宣教師にツ、かれて文部省の意向如何をたゞし我田に都合よき忠告を試みたる位に過ぎず昨紙上にかゝげし米公使館員の談話は大差なきものなるべし現に文部某局長の談によるも未だ一向さる話を聞きこと無しと云へる程なれば事の表面的なならざるは勿論のことなりそれも其答同会は只諮詢を経しといふ迄にて未だ公布もせざるものなれば表面上の掛合など有り得可き事ならじされど茲に注意すべきは外国宣教師が運動にして彼等能く自國公使等を動かし以て我政府に迫らしむるに至らんか理窟はともあれ茲には只勢力問題たるが故に由来對外軟の我内閣の忽ち閉口して唯命これ従ふの失態を演ずるやも測られざるなり殊に宗教学校の件は独り外国宣教師等が問題にあらず亦我仏教徒も望む可き所なれば茲には宗教對教育の問題たると共に利害上協同的声援を為すの傾きもあり旁以て事面倒に及ぶやも知りがたし文部省目下の意向は固より彼等が為めに動かさるべき者にあらざるべしと雖も今より充分覺悟を定むること肝要なるべし

元來今回の私立学校令は排外的なりなど唱ふるものあれど別に排外と見るべき点なくあれ位の制裁を付するは誠に当然のことにして之に向つて彼是申し立つるは我儘勝手といふものなり宗教上の制裁とても亦内外一の差別なきに非らずや且つ教育と宗教の分離は今や世界の大勢にして敢て小言を弁ふべきものに非らず殊に我国の如く数多の宗教混入せる所にありては此教宗二者の分離こそ却つて宗教に干渉せざる手段にして誠に憲法の心得たるものなり吾人は彼宣教師等が何の為めに爾かく厄鬼運動をなすかを怪しまざるを得ず彼等にして宗教学校を起さんと欲せば私立学校令以外にて思ふ儘に起し得るに非らずや苟も俗界以上の宗教を目的とする学校にして判任官の待遇や徵兵猶予などの特權を生命とせざれば生存し得ざる程のものならば一向難有も無き宗旨にてソ

ナ者はナツサとやめるがましなり聞くが如くんば日本に渡来し居る外国宣教師辈多くはワカラズ屋の揃ひにて広き社会を見る
の眼も無きなりと無暗に我田引水論をなす一つは之が為めなるべし馬鹿／＼しき次第話にもならずとこれは某教育家の氣焰なり

明治32・5・7 (日) <11> [日本 (三四七九号・1ページ 社説)]

○私立教育と行政

文部大臣が高等教育会議に諮詢したる私立学校令案は私立学校撲滅令なりと称せらる、果して私立学校撲滅の主意なるや否や、开
は別問題としても、斯く称せらるゝ所以のものは、該学校令案の提起猶ほ早きに由ればなり。干涉と放任との程度は固より一定の
準則あるものにあらずと雖ども、既に私立学校の存立を許しつゝ、之れを一令の下に律するは、是れ其の事態に於て既に干涉的な
りといふべし。凡そ干渉なるものは保護的あり又た抑圧的あり、後者にして甚しきに至れば是れ撲滅的なり、今回の私立学校令は
其れ何れに傾ぐもの乎。説者は曰く、私立学校の存立を認めながら其の滅亡を望む此の学校令案の如きは然りと。果して然らば是
れ法令の大弊にして抑も亦行政の大弊なり、当局者少しく反省せざるべからず。

宗教と教育との関係は德育の点に於て殆ど分界すべからず、欧洲中此の二者を全く分界すと自称する諸国に於てすら今猶ほ未決の
問題たり、況んや、一方には仏教徒の如きを保護しつゝ、其れをして間接ながらも德育の一端たらしむる我が國に於て、法令上私
立学校にさへ学校を禁止するをや。此の如きは唯だ真宗其の他一二の宗門に向ひて其の私立教育を困難たらしむるに過ぎざるが故
に、吾輩必ずしも此の少數教育者の為めに法令案の削正を主張せざるべし。独り私立学校の設立者に制限を立てゝ、必ず其の資格
ながるべからずと為すが如き、総令へ大体に於て教育の統一を図るに出づといふと雖も、公立学校の未だ充分に整備せざるの今日
は時機猶ほ早しと云はざる可らず。学令児童の数に對して学校の徳は少き校舎の猶ほ狭き教員の猶ほ足らざるは、是れ公立普通教
育の現状にあらずや。私立学校なるものは、教育行政上より視て不完全なりとするも、公立教育の漏らす所を補ひて、就学者を迎
ふるの功は固より多し。今日に於ては学校の品質を改良するよりも寧ろ其の数量を増加するは急なり、復た何の余裕ありてか私立

教育を抑制すべき。吾輩は説者の如くに干渉を厭ふこと無きも、私立学校令の猶ほ早きを言ふは公立教育の不整備を思へばなり。忌憚なく言へば、教育行政は其の管理する学校をさへ猶ほ整備するに怠漫なり、政府の直轄に属する官立学校、地方庁の管轄に属する公立学校、此等の教育に付きてすら、校数の寡少を告げ校舍の狭隘を告げ又は校員及び教員の其の人を得ざるを告ぐ。行政当局者の宜しく勉むべきは、先づ此の不整備を補充して以て就学子弟の希望に沿ふに在り。其の直接に管轄する教育にして整備するに至らば、他の不完全なる私立学校は當局者の干渉を俟たずして自ら改善に就かん。是れ教育行政に於て履むべきの順序なり。官立公立の教育にして猶ほ整備せざる今日は、其の教育に漏らされたる青年子弟は、相ひ率て私立学校に入り、以て僅に就学年令を徒過せざるを得、私立学校は継令へ国民教育として不完全なるも、此の点に於ては確かに教育上功益あるものなり。今ま私立学校令を以て俄かに之を抑圧せんとす、是れ當局者は自己の急漫を思はずして他人の功益を忘るゝの嫌なきや。

或は曰く私立学校令に從来當局者が私立学校に対する慣例を法文にしたる迄なりと、或は然らん、而かも慣例一たび法文と為れば、下層の行政に於て之を誤用するの甚しきは、從來の事跡に明かなり。況んや私立学校令の案を見れば文字の曖昧杜撰するもの多く俗吏の誤解を来たす恐れあるをや、案中外人の教育事業に関するもの二三あり、立案者或は外人難居に関する一準備として起草したる所あらんか。是を吾輩の諱とする所なるも、之が為めに邦人の私立教育をも困難ならしむること避くべきの事に屬す。国民教育といふは固より教育行政の主眼とする所なりと雖ども、社會に存する一切の教育事業を、全く國民教育の圈内に入れんと欲するは、行政上困難の事に非るか。既に私立学校の存立を容認する以上は、其の學校設立者の意志をも容認せざるべからず。抑も學校の設立は本と營利の業にあらずして、設立者必ず各々公益上意志を有するものならざるべからず。私立学校の自ら官立と相ひ異なるは此の点に在り、而して官立公立の如くに一律なる能はざる所以も亦た此に在り。行政當局者の大体に於て監督すべきは勿論なりと雖ども、若し監督にして一步細目に立入らば、私立教育の存立或は忽ち危きに至らんのみ。

私立学校の案は必ずしも私立学校撲滅令とはいふべからざるも、今日教育会社に此の悪声を放つ者は干渉少しく煩瑣に入るあればなり。吾輩は公立教育の更に整備する迄該令を発布せざらんことを望む者なるも若し己むを得ずんば修正して今ま一層寛裕を

主とせん」とを望む者なり。

明治32・5・8(月)〈一三〉〔能仁新報(五九〇号・1ページ)〕

○私立学校令と外国宣教師

今回高等教育会議にて議決せし私立学校令に対し外國宣教師間早くも不平の声を伝へ初めたるが如く氣早やの連中には反抗運動準備云々など騒ぎ居るものあるとぞ某宣教師説を為して曰く同令中に外教排斥の氣色表はれ居ること遺憾なれ日本の憲法中既に信教の自由を保証し居る以上は各宗教孰れに依怙の沙汰ある可らず然るを彼の所謂認可学校なるものは徵兵猶予の特權を付与しながら之れと同等若くは優等の教育課程を有する宗教学校には之を許さざるさへあるに尚且つ学校の宗教に干渉せんとするが如きは頗る理由なき所なり更らに外国人をして實際上私立学校を設立し能はざらしめたるは寧ろ是れ政府の狹量と怯懦を現せるもの吾人日本國の為めに悲まざるを得ず要するに吾人等の希望は憲法に許されたる宗教の自由を日本國民と共に享受し自から善と信ずる所を人に施すに差支へながらしむるに在り云々と

明治32・5・9(火)〈一四〉〔日本(三四八)号・1ページ 社説〕

○学校と德育

私立学校令草案の中に、課程に関して規定ある学校及び政府より或る特許を手へられたる学校に於ては宗教を説き又は宗教の儀式を行ふことを得ず、といふ如き意味の一箇条あるが為め、世論忽ち宗教と教育との関係に付きて問題提起するに至れり。抑も教育と宗教との関係に付きては、近世何れの国に於ても議論の紛出するありて、今日に至るも猶ほ未決の問題として存するものゝ如し。蓋し教育を僧侶の手より離して之を宗教社会の外に獨行せしめんとしたるは、歐州諸国に於て時代の思潮たりしと雖ども、此の思潮の由りて以て湧動せし事情は、聊か我が國今日の問題の由來と相ひ異なるものあり。我が國に於ては唯だ文明時代の傾向然

るが故に之を為すといふのみなるも、彼の諸國に於ては教門僧侶の勢力を国民教育の感化に混入せしめじといふに出づ、其根元はローマン・カソリック教即ち所謂る旧教に対しての運動なるも、同時に一切の宗教に対して教育事業をば独立せしめんとするに至ること、是れ實に近世の傾向なり。

吾輩案するに、宗教の以て教育と相ひ関連する所の点は、智育に於てせずして唯だ德育に於てするのみ。智育即ち学校教育に付きては宗教毫も関連する所なきは勿論、宗教の感化は時として此の教育に障礙を與へたることありともいふべし。此の方面より言へば宗教を学校より遠ざへるることは殆ど必要なるも、更に德育の点に付きて之を見るに、宗教は学校に對して一の協力者たること復た争ふべからず。我が國今日の問題に付きて立言する吾輩の所謂る宗教とは、獨り基督教を指称するにあらず、仏教の如き又は儒道若しくは神道（假りに一種の宗教とせば）の如き、皆な学校の德育を少なくも外部より助くるものならざるは莫し。今ま私立学校令に於て、宗教的行為を禁止せんと欲する其の主旨は、恐らくは宗教を有害視するには非じ。

宗教を有害視するに非るも、学校を寺院と區別して監督を施さん為めには、之を禁止する必ずしも其の便宜なしといふ可らず。故に吾輩は私立学校令の此の條に強ひて異議を唱ふる者に非るも、此れを機会として教育行政の當局者及び高等教育會議員に問はんと欲する所は、学校のみに於ての德育なるもの果して國民の風紀を維持するに足るや否や是れなり。今日中小学校に於て行ふ所の德育、即ち勅語の捧誦又は勅語の講説若しくは勅語に基きて編みたる修身教科書は、以て少年子弟に道德を教ふるに足るべきも、是れのみにて德育なるもの全功を奏する乎。特に公立学校に在りては教員と生徒との關係は師弟の情義至て薄すべく、修身科受持の教員は、竟に夫の教会の牧師又は寺院の僧侶に比して敬信せらるゝ程度頗る低し。其授業や唯だ我が口より出して之を他の耳に入れるゝといふに過ぎずとせば感化の力亦知るべきのみ、私立学校に宗教的行為を禁止するは善し、而かも教育家の反省すべきは今の德育なるもの極めて無力なることはれなり。

德育問題は重要にして且つ広大なる問題なり、文部當局及び高等教育會議員は、修身教科書の検閲又は修身科教員の選択を以てして足れりとすべきも、德育問題は決して斯る俗務の克く解決し得べきものには非るなり。某種の私立学校に宗教的行為を禁ぜんと

するが如きは、本と唯だ監督上の便宜を主眼とするに過ぎないべしと雖ども、一部の論者が推測するが如く果して『国家教育主義』と德育上宗教を排斥するに在りとせば、吾輩は今日の德育に付き、宗教の混入を禁ぜんよりも猶一層の急務あるを認めざる可らず。單刀直入的に言へば、今日の学校に於ける德育は、日に月に校外より破壊せられつゝあるなり。畏かれども教育に関する勅語は忠孝廉耻を励まし玉なるに、之を拝読する生徒は校舎を出づれば、則ち社会上流に在る人々の不忠不孝不廉耻なる行跡を巷説に聞く、是れ豈に德育の毎に校外より破壊せらるゝの事実にあらずして何ぞや。今日は未だ教育と宗教との問題を提起するに遑あらざるなり、寧ろ德育と政治との問題は是れ方さに講究すべきの問題に非ずや。

明治32・5・15(月)へ「五」〔六合雑誌(二二一号・六二一六五ページ)〕

○教育宗教關係論

教育宗教の關係に就きては、今更之を論ずるの必要なきまでに、種々なる弁論は試みられたり。然るに曩日高等教育會議が、私立学校会を議するに当り、亦もや宗教問題に關して、火花を散したりと聞く、其があらぬか、万朝報の藤村氏の如き、教育時論の記者の如き、其當時に於て、亦此問題に付き論ずる所ありき。吾人は教育時論の記者が、平素の保守論を擱ぎ出し、文部省の処置を手綱とし、恰も教師が生徒に対するの口調を以て、断然教育界より宗教を除去すべきことを、当局者に教ゆるを見、其議論の甚だ我儘勝手なるを感じずんばあらざるなり。公立学校に宗教を教ゆべからざるの理由は、記者の言ふ所当然にして、吾人は一点の反対すべき所を見ず。何となれば、一般の公衆より徵收したる租税を以て設けたる学校に、宗教を教へんことは其不都合なること言を待たず。露國の如き圧制國に於ては兎に角、苟くも文明國と称して、人民各自の権利を重んずる所に於ては、決して如此きことあるべからざるなり。是れ目下北米合衆国に於て、公立学校より宗教々育を除去せんとの運動盛なる所以なりとす。然れども教育宗教關係論の焼点とも云ふべきは、教育時論記者も知る如く、私立学校にあるにあらずや。私立学校の宗教問題を如何にすべきかは、決して前述の如き簡単なる論法を以て結論すべきにあらず。已に私立学校と云へば公費を以て設立せられたるにあらざること

は明なり。故によし一派の宗教を説きて道徳修養の基礎とするも、誰か之に向つて不平を鳴らす者ぞ。教育時論記者が、公立学校に宗教々育を用ゆべからざるの理由を説くや、其主要なる点は、公立学校が公費によりて立てられたるものなりと云ふに在り。而して後段に至り、私立学校に宗教々育を許すべからざるの理を説くに当りては、殆んど茫乎として捉ふべからず、記者は前段に、読者を首肯せしむべき確論を記し、後段に及びては、殆んど分りきりたことなりと言はんばかりに、前段の論法を用ゐんとするが如し。是れ詭弁にあらずして何ぞ、若し記者にして故意に斯る詭弁を弄したるならんには、吾人は遠慮なく彼の不道理なるを暴露すべし。然れども若し彼にして眞実斯く信じ居らんには、吾人は其妄を弁ぜざるを得ざるなり。師範学校生徒は公費を以て教育せらるゝものなれば、在学中も特別に厳格なる規律の下に勉強し、卒業の後は、若干年間公立学校に奉職するの義務あり。然れども自費を以て修学しつゝある中学生徒に、同様のことを要求するあらば、其は甚だ不都合のことであらずや、たとひ国民教育て有名を以てするも、如此き干渉は決してなすべからざるなり。

文部省が私立の小学、及び中学認可を与ふるに際しては、其設備の如何に注意せば可なり。宗教のことに彼は干渉を試るは策の得たるものにあらざるなり。教育時論記者は、宗教を以て国民教育に害あるものとなせるが如し。其末段に謂へる言の如きは頗る乱暴なるものなり。

中学校殊に小学校は、公立たると私立たるとを問はず、之に宗教々育を許す可らず。若しそを教育する者あらば、之を禁止すべし、之を禁止して、然も之に従はざる時は、学校設立の不認可を宣告すべし。是れ独立国家の権利なり、何の躊躇する所かあらん。邦土を侵略せらるゝと、民心を誘惑せらるゝと、独立国家の体面を損するに於いて、毫も異る所なし。否、民心の誘惑を以て、却りて甚しへとす。然るに邦土の侵略を防禦する軍備にのみ没々して、民心の誘惑を防禦し、是を統一すべき教育に無頓着なるは吾が邦の現況なり。豈に流涕長大息せざるを得んや。施政當局者以て如何んとなす。

斯程までに宗教が民心を誘惑するものならんには、何ぞ唯国民教育より除去すべしと言はんや、所謂独立国家の権利を以て、之を全く禁止するに於て、何の難きいとか是あらん、然れども記者は宗教を全く禁止すべしとまでには極論せざるべし。是れ到底言ふべ

くして行はるべからむることなれなり。吾人は宗教中の或ものにして、人心を誘惑するが如きものなしとは断言せざるなり。然れども苟くも人心を惑はし、道徳を乱すが如き宗教は、行政上政府が其取締をなすことは、吾人の夙に知る處にあらずや。而して中等教育に行はれつゝある宗教は、概して如何なるものなるやと云ふに、基督教にあらずんば仏教なり。其説く所に至りても、決して今日の教育と並立し能はざるが如きものにあらざることは、吾人が明言せんと欲する所なり。且つ今日までの成績を見れば、宗教主義の私立学校が、其設備の比較的不完全なるにも拘はらず、學術の点に於ても、德育の点に於ても、好結果を得たるは世評の已に定まるあれば、吾人は殊更に喋々せざるべし。唯吾人が教育時論記者の猛省を促さんと欲するは德育問題にあり、世論の如何に拘はらず、兎に角、宗教主義の学校は、德育の点に於て幾分の成功をなしたり、今日の教育界は、殆んど德育問題に悩みつゝあるに、宗教学校は疾くに此問題を解釈せり、今日の文部省たるもの、何を苦しんで、あたら此花を散さんとはするぞ

公費を以て設立したる学校に、宗教を説くべからざるの理由、儼然として存するが如く或る私立学校に於て、宗教を教ゆるの理由も亦儼然として存するなり。何となれば、信仰の自由を許す限りは、国内に若干の宗教家ありて、彼等は今日の公立校の如き、德育の方針定まらざる処に於てよりも、自己の宗教主義を基礎とせる学校に於て、其子弟を教育せんことを望むは当然のことなればなり。然るに政府にして、一方に信仰の自由を許しながら、一方に宗教主義の学校より、種々なる特權を奪ひ去るが如きは、是れ決して国民の希望を重んずるの所以にあらざるなり。若し国民の希望にして不道理ならば、政府は断じて之を拒絶すべし、然れども宗教主義を以て道徳の修養をなさんとの希望は、決して不道理なるものにあらず、政府は寧ろ種々なる便宜を与へて、之を奨励することを止めざるべからず、吾人は国民的教育を実行するために、多少の統一的制度なからべからざるを信すると雖も、德育の如き最も自由に、最も精神的たるべきものにまで、一定の制限を加べんとするは、決して策の得たるものにあらずと思ふ。若し文部省にして、私立学校令を勧行し、苟くも宗教を説く形跡ある学校よりは、徵兵令を取去り、學校設立の認可を取消すが如きことあらば、吾人は断言す、宗教主義の学校は萎縮して、終に滅亡するに至るべしと。吾人は必ずしも宗教家のために之れを悲まず。寧ろ日本国家のために之を悲まんと欲す。仏国政府の圧制のために、「ユーティリティ」の宗徒は国外に放逐せられたり。而て

仏国は此依骨の人民を失ひたるために、大なる損失を招けり。西班牙の暴政新教徒の自由を奪ひしや、フランダードの織工は逃れて英國に入れり。而して其損失を受けしものは、織工にあらずして西班牙政府なりしなり、我國に於ける宗教主義の学校は、未だ幼稚にして著しき効績を挙げすと雖も、而も一種特色の教育をなし來り、聊か社会の為めに貢献する處のものありき。吾人は我政府が仏蘭西、及び西班牙政府の農を学ぶことなからんことを切望するのみ

明治32・5・15（月）へ一六）〔政教時報（十号・一一ページ）〕

○教育と宗教

一度高等教育會議に私立学校令の出でしより、世の論者は囂々として之を論じ、賛否の論日として世に出ざるなし、之を難ずる者は曰く、私立学校令には外人の邦人教育を禁止せんとする攘夷的思想を含むと難じ、又私立学校的自然的發達を妨げんとする官人的根性を蓄ふと駁し、或は江原素六氏の如きは、其場に於て、大に反対して宗教の為に大に廻護して氣焰を吐かれたりと、又之を賛するものは曰く、宗教と教育とは分離せざるべからず如何に私立学校と雖もアノ規則位の事は守らざるべからず、否らざれば念佛を称ゆるもの、題目を唱ふる者、アーメンを叫ぶ者等乱雑を極むべしと、何れにも一理あるべし、併し余輩は寧ろ該規則を賛する者なり、固より私立学校は私立にして官立にあらずされば、左程嚴肅なる劃一を望むべからず、又其必要も無かるべしと雖も、宗教の儀式の如きは学校内にて行ふの必要は決して存ぜざるなり、若し、又其必要存ずとせば、文部省の認可の有無、徵兵猶予の許否位は決して頓着すべきにあらず、ドシドー設立すべし、其餘悠に固より存するなり、然れども或る一種の論者のいふ如く、勅語の解釈まで干渉して之を一定し、斯々に解せざるべからずなどいふは最謬見なり、勅語は広大にして意味深重なれば、儒教にても仏教にても耶蘇教にも解せらるなり、言少しく宗教の術語に及ぶが、論僅かに宗教の旨に触るれば直に宗教上の教育を為すものと答むる如きは、固陋極る話なり、其辺の手加減は大に寛大にすべきなり。

明治32・5・21(日)へ一七〈東北新聞(一一二三号・六ページ)〉

○宗教問題の趨勢

(一) 日本人には宗教のことは耳新し伊藤侯の善光寺参りが世間の談柄となりし折柄過日は又京都に於て佐々友房早川龍介岡本柳之助諸氏が信徒の会合に加はりて熱心議論したるや世人皆野狐坐禪のを見る心地す是れ政教分離の極端に達したる國、政治家は道徳の範囲外に在りとするの国に於ては無理ならぬ觀想なり聞く所に依れば大隈伯又は其派の人も近々仏參政略を取らるゝ企図の由世人は定めて鬼の念仏とても云ふならん政治屋の裏面の魂胆は許^{あは}べき限りにあらず兎に角坊主も持てる世となりしが結構なり今年は南瓜の当り年とでも云ふべきか

(二) 然りと雖とも宗教問題は早晚流行及び政治上的一大問題となりざるべからず元来日本にては宗教の取扱頗る奇異の觀あり内務省にては社寺局ありて神道と仏教とを管理し居るも何を目して宗教と為すや甚だ明瞭ならず現に我行政上神仏二教の外に宗教あるを認めずとして耶穌教の如きは儒教と共に宗教を以て待遇せざるなり今日まで如何なる場合に於ても基督宗の宗教たるを認めたる行政事項なし併しながら此奇習は到底永く維持せらるべきにあらず特に来る七月十七日より実施すべき改正条約には基督教を宗教と認めざるべからざること明記したり乃ち日英条約第一条にも両締盟國の一方の臣民は他の一方の版団内に於て良心に因し完全なる自由及法律勅令及び規則に従て公私^{アキ}の礼拝を行ふの権利茲に其宗教上の慣習に従ひ埋葬の為め設置保存せらるゝ所の適當便宜の地に自国人を埋葬するの権利を享有すべしとあるが如き是れなり我行教上基督教其他を認むるの必要あるに當り我には宗教法又は宗教行政の根本立ち居らずして實際上の不都合甚だ大なるものあり是を以て内務省の當局者は目下此等に関する法律命令案の調査中なり蓋し先づ差當り基督教に対する単独の法令を規定し逐次神道仏教に及ぼすならん此事は政治問題として左程面白きものとはなすべからざるべきも宗教界及び一般社会には重要な問題なるべし且つ條約実施準備の事としては頗る大切な事柄ならん(三) 過日京都の全国仏徒大会にては公認教期成同盟会を設立することを議決したりと云ふ是より先き本願寺部内のものは仏教に或特權を得るの目的を以て其々取調を為し置きたりと云へば他日世間に発表せらるゝならん所謂公認教とは何程の特權を得んと

欲するものなるか知らざれども憲法及び条約の定むる所によれば仏教徒と雖も余り勝手なる注文を為す能はざるべし併しながら此間政治屋が肩を入れ何かのものに為せんとする心組もありと云へば或は案外一面倒なる問題となるやも知れず

明治32・5・28(日)へ一八)「日本(三五〇〇号・一ペーパー)」

○樺山大将の降伏(私立学校令の成行)

一時英米両国公使が文部省に向つて抗議せりと噂せられたる彼の私立学校令に就いては其後種々の風聞を続出し真偽頗る曖昧なりしが今之れを外国宣教師中尤も重きを置かれつゝある某外人に聽くに宣教師等と英米公使とが同令の為めに屢々交渉し而して両公使が外務省に依りて文部省に向ひ注意する所ありしは事実にして米国公使館書記官ヘラッド氏尤も之れが為めに運動尽力し外務省の如きは例の如く外人の所言故一も一もなく其注意を有難かりて納受し直ちに該私立学校令廢棄を主張して文部省に迫りけるは疑ふ可らずさるに似たりされど流石に文部省に於ては既に一度び決議したる議案のこととて体面上余り容易に如怨き忠告を納る可くもあらず、やがて兩省間幾度びかの交渉となりしが外務省にては飽く迄其主張を持し一体世間にては外務省無能なるが故に列国間に威信を保つ能はずと攻撃すれども列國が鼎の輕重を量るは實に如怨き法令を以てする者にして爾かく狹量なる法令を出さんとするが故に自から内閣の信認を失し侮蔑を買ふに至るなり如何にしても該私立学校令は握潰して貰はざる可らずと迫りかゝるに元來腰弱の文部省忽ち大閉口の体にて今尚ほ咨照送巡し未だ内閣へも廻附するに至らざるなり尤も著名なる某政治家の如きは米国公使に向て仮令内外人の批難攻撃あるも決して其れに介意する処なく必らず法令として発布し実施す可しと断言し文部省内にても某々の如きは切りに該法令を実施せん者と氣おひ居る由なれども今日の處にては到底握潰となるべき有様なり蓋し該私立学校令の是非は既に屢々之れを論評したりしが如く余り結構のものにはあらざれどさりとて外人の忠告ありしが為め忽ち其説を変ずるとありては今に初めぬこととは云へ片腹痛きはみならずや当年の黃海將軍今は後悔文相となる洒落にもならぬ始末といふべし

明治32・5・30(火)〈一九〉[日本(三五〇)1号・三ページ]

○宗教学校に対する文部省及内務省の管轄に就て

勢舟生

曩きに高等教育會議が議決せし私立学校令は今や漸く教育宗教關係の一問題として世人の注意を惹起するに至れり、之れに就き基督教が、外国公使を煩し、外交問題といへばピクべー者なる我政府を脅迫し、卑劣にも此利器を借つて其の反抗を遂げんとするが如きは誠に悪例を後昆に遺す所以、余輩は飽く迄其非を鳴さざるべからず、日本基督教徒にして、外国公使のかゝる「入らざるお世話」に対し一言の非難を加ふることなくば、基督教は未來永劫、國民の嫌忌する所となるや明か也基督教今日の不振は、基督教の教義にあらず、其西洋臭き説教にもあらず、一に基督教の行動に存す、嗚呼将来日本の基督教を譲るものは、恐くは独立独行の元気なき日本基督教と、無学なる外國宣教師との二者たらん哉、余輩が本論をなすに当たりても先づ此苦言なき能はず、今にして益々彼教の為め新島氏を懷ふこと切なり

抑も今の我私立学校は必ずしも文部省の施定にかかる学校系統以内に属するものに非らず其種類又多様なり、其現に宗教教育を施すものに於ても、仏教各宗の学林は、多く社寺局管轄の下に属するものにして（其実各宗に附屬する宗教学校の監督は社寺局殆んど為さざるものゝ如くなれども、さりとて文部省の管轄にも属せざれば、社寺局が各宗を管する点より、余輩は形式上之を社寺局の管轄内にありと見做して之れを論ず此点は下にも論ずるが如く、政府が其管轄の区域を明了にせんことを希望す）一は主として寺院の住職を養成するの目的に出づるもの也、又基督教の学校は多く資本を外国に仰ぎ、牧師の養成を主とする神学部は比較的少數にして、他は皆宗教拡張の便に供せんとするものなり、然れども其目的の如何は置き、宗教家の学校を特に設立する所以は、一に宗教的精神の人物を養成するか、或は又國家の教育が行き届かざる点に迄宗教の力に依て教育を普及し、孤独窮屈の者をも輔助策励して之を教育し以て社會有要の人物たらしめんことを期する者なり、此点に於て宗教家の教育事業に従事するは、間接直接に國家文運の進歩に貢献する所決して渺少なりとせず

今若し官立の高等学校より、下普通教育に至る迄其校長又は其教員の信仰によりて或は基督教、或は仏教、或はユニテリアン的儀

式を其学校内に執行し、年々歳々其教育者の方針に従ふて改易せば、是れ誠に教育宗教の混同をなすものにして、国民教育の統一を失するもの、余輩は断々乎として其非を責めん、然れども私人が宗教的精神に基きて、学校を設立し、或は一教会一宗教派が其信仰を伝へ、其伝道師を養成し、其人格を高尚ならしめるが為に、自家所信の宗教儀式を用ゆることに於て何の妨かあらん、況んや道徳と宗教は、本来其基点に於て密接の關係を有するもの、円満完全の域に到達せんと欲する意志の希望より出づることに於ては兩者の間徑庭を見ずとは独乙の教育学及倫理学の大家たるパウルゼン氏が既に説ける所、漠然たる無宗教主義の効果今日の如く失態を極めたる時に於て、更に一方に盛にして他方を制すること頗る憂ふべきものあるに於てをや

今日の時勢が要求する所は、智育の増進よりも寧ろ德育の増進なり、現時の学校が行ふべき急務は學術の奨励よりも寧ろ道徳の標準也、余輩は私立学校に於てのみ、德育の増進をなし得べしと云はず、又現時の私立学校に於ては、未だ必しも此点に於て一步を抜んずるものあることを認めず、然れども余輩は確信す、将来の私立学校が大に官立学校に対抗して其發達を企図し得べき余地は、福沢一流の揮金主義に非ず、官立学校流の學術一点張主義に非ず、此兩者を調節するが為に德義の大道を發揮し、宗教的精神の鼓吹を奨励するの点に存するや疑なし、此点に於て余輩は宗教家によりて經營せらるゝ諸種の学校が頻々として起らんことを切望す、仏教徒は之によりて其局面を一洗することを得べく基督教は又之によりて多少余命を保つを得べき也、文部省たるもの何を苦んでか、猥りに法無きに法を作り世人をして徒に私立学校撲滅の語を弄せしむるや
余輩は更に徵兵猶予なる恩典に就て内務省社寺局及文部省の意見を問はんと欲す、抑も徵兵猶予なる一種の恩典は、政府が国民の教育を奨励し、個人の教育其者に対する一箇の敬意と見るも尚不可ながるべきか、若し夫れ然らば独り之れを官立学校に与へて、他の整備せる私立学校に与ふる能はざる理由を認むる能はず余の特典は暫く措き、徵兵猶予の如きは其宗教学校たると無宗教学校たるとを問はず、其教育の完備せるものには当然与ふべき者也、余輩は独り基督教といはず先づ佛教各派の学林に見よ、社寺局は未だ嘗て此等の学林に対して何等の特典をも与へざりしに非ずや、世人或は仏教の学林を以て幼稚尚ほ見るに足らずとなす然り仏教の今日は世人が予想せるよりも尚多く腐敗せるものありといへども、又世人が予想せるよりも存外進歩せるものありて存す、

而して余輩は其学林に於ても必しも紛々たる私設中学又は新設の中學より劣れりと信ずる能はず、若し今後私立学校令に基き、彼の利を見るに急なる基督教徒は各一特典を得んが為に其宗教綱目を削除すること同志社の如く、頻々として文部省の管下に特別認可の学校たらんと仮定せよ、社寺局監督の下に属する仏教諸派の学林は其中學の設備規則に従ふものも尚独り依然として何等恩典に浴すること勿かるべきなり、或は又仮に私立学校令を改正して、宗教的儀式を行ふものといへども、時宜により認可を与ふと予想せよ、基督教の学校は文部省より特別認可を受くべく、仏教の学校は内務省社寺局より認可を受くべきものなるや、同一宗教学校にして政令を二途より仰ぐべきか、嗚呼奇々怪々、政府は尙冷然として此等の問題を顧みざるか

余輩は独り教育と宗教の関係とのみ云はず、現時の当局者は宗教上の行政に就ては、殆んど何等の定見なく何等の知識なし、而して此等の当局者が相集りて、宗教法案など編製せんとするが如きは恐く群盲器を評するの類なるべし、然れども独り之を当局者のみに責めんや、社会学の研究を以つて任ずる「社会」の記者すら尚国教と公認教の区別を弁せず、漠然社会政策たる名義の下に罵倒し去らんとするが如、余輩は果然として答ふるの辞を知らざる也（雑誌「社会」第三号を見よ）余輩は此に社寺局に切望す、宜しく速に這般に對する意見を定め、或は宗教学校監督の実を挙げんと欲せば之に對するの視学官を設け、或は又人を歐米に派して宗教の行政、宗教の制度等に就て、調査する所あらしめ或は又文部省に向て教育と宗教の関係に就て明白なる区劃を定むる所あるべき也、若し之を定めずんば将来此種の問題は続々として起るべきことは火を暗るよりも明かなり

余輩は最後に仏教徒に告ぐる所あらん、抑々宗教家の学校建設は上來屢々論じたるが如く、德育の点に於て一步を抜んじ、其熱誠なる宗教的精神の漫々として国民の上に横溢することを勤めざるべからず、又彼同志社が僅に一認可を得んが為に宗教の綱目を削除したるが如き愚を学ぶべからず、仮令何等の恩典に接せず、何等特別の認可を蒙らざといへども、寧ろ自由に宗教的教育を施し、宗教的儀式を採用し、公然天下を闊歩し、以て其當初の精神を貫徹するいと勵むべき也

○私立学校令討議

学政研究会は一昨日午後四時より神田一ツ橋外帝国教育会堂に於て総会を開き壇に文部大臣より高等教育會議に諮詢したる私立學校令（勅令案）に付審議せしに

第十一条 前条の認可を受けんとするものは五年以上帝国内に住居し且つ國語に通達することを證明するを要す但し専門学校に於ける専門学科の教員専ら外國語又は某種の技術を教授する教員及び外國人を入学せしむるために設立したる學校の教員は此限にあらず前項但書により教員たるの認可を得たるものは専ら外國人を入学せしむる為めに設立したる學校を除き其他の私立學校の設立者たることを得ず

第七十条 小學校中學校高等女學校其他學科課程に關し法令の規定ある學校及政府の特權を得たる學校に於ては宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふことを得ず

の一項に付議論沸騰し私立學校には右の規程を要求せずとの説と國民的教育を施す場合官公立を通じて必要なりとの説ありしが結局前二ヶ条を削除するに決せしが更に他日を期し第三讀會を開き確定する筈なりし

明治32・6・25（日）〔日本（三五二一八号・一ページ）〕

○私立學校令に就て

同令は改正條約裏施前發表の筈にて既に法制局に回附し且下審議中なれば遠からず勅令發表せらるべし尚ほ今回の方官協議会にも文部省より提出して之れに対する意見を求め居り

明治32・7・1（土）〔正教新報（四四六号・二九一〇ページ・6・11東京朝日新聞記事に同じ）〕

○私立學校令討議

学政研究会は一昨日午後四時より神田一ツ橋外帝国教会堂に於て総会を開き議に文部大臣より高等教育會議に諮詢したる私立学校令(勅令案)に付審議せしに

第十一條 前条の認可を受けるものは五年以上帝国内に居住し且つ國語に通達することを證明することを要す但し専門学校に於ける専門学科の教員専ら外國語又は某種の技術を教授する教員及び外國人を入学せしむるために設立したる学校的教員は此限にあらず前項但書により教員たるの認可を得たるものは専ら外國人を入学せしむるために設立したる学校を除き其他の私立學校の設立者たることを得ず

第七十条 小学校中学校高等女学校其他学科課程に關し法令の規定ある学校及政府の特權を得たる学校に於ては宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふことを得ず

の二項に付議論沸騰し私立学校には右の規程を要せずとの説と国民的教育を施す場合官公立を通じて必要なしとの説ありしが結局前二ヶ条を削除するに決せしが更に他日を期し第三讀会を開き確定する旨なりし

明治32・7・1 (土) 〔東北新聞 (二二六四号・八ページ)〕

○ 条約実施と宗教

条約実施と共に第一に起るべき問題は基督教を仏教同様の取扱となすや否と云ふにあるが今日迄の習慣及び宗教上取扱方に於ても取締上完全なりと云ふを得ざるより内閣は勿論内務省に於ても自下種々取調中なりと

明治32・7・3 (月) 〔能仁新報 (五九八号・二ページ)〕

○ 耶蘇教取締に就て

改正条約実施準備の一として耶蘇教取締に關する規定を設けらるべとは予ねて聞く所なりしが愈々内務大臣は不日右に關する省

令を発する由原来耶蘇教に對しては總て是迄放任主義を執り仮令は教會堂設置の如き全く默許の姿になり居りて取締上不都合の点も勘ながらざるを以て自今会堂設置等の場合には一々認可を受けしむる等種々取締上に關する規定を設けらるゝ由

明治32・7・6（木）
〔二五〕「東京日日」

○文部省頃として 宗教学校に特典を与へず

文部省が宗教学校に対して特別認可を与へず、徵兵猶予の特典に沿するを詐さうるは、世間物議の件となり居る処なるが、文部当局者は宗教学校を目して、根柢より国民教育の主義に合したる資格を有せざるものとして、宗教と教育とは飽遠も分離せしめざる可らざるを信じ、歐米諸國に於ても独逸を除きては大概此主義を採用するに至りたれば、如何なる事あるも此点のみは動ず事なく、近々發布せらる可き私立学校令に於ても堅く規定する処ある筈なりといふ。

明治32・7・6（木）
〔二六〕「国民新聞」

○私立学校令 審議を尽す

文部省にて過日調査済となり内閣に提出したる私立学校令は、事外人と關係ある点もあるより、更らに新條約実施準備に關し調査中なる法典調査会に送附せられ、同会にては昨日を以て種々協議の末之れを議了したるが同会にては該令に対し僅かの修正を加へたるに止まりし。

明治32・7・9（日）
〔二七〕「東北新聞（一二七一号・六ページ）」

○私立学校令の修正

私立学校令は文部省に於て多少の修正を加へたる後之を山県首相に提出したるに首相は更に之を法典調査会に廻附して其調査を為

小沢三郎編日本プロテスタント史史料(2) (杉井)

さしめしに同会にては同令中外人に關する点に尠ながら修正を加へ而して更らに法制局に廻附せらるれば是れ又た多少の修正は免れざる可ければ其憲布せらるゝの時彼高等教育會議に於て議決せらしものと非常の変更を来たす可しと云ふ尚同会は來週定日之の闘議には必ず議題に上し其議決を待て早速憲布する筈なりと云ふ

明治32・7・17 (月) 〔一八〕 [東京朝日新聞 (四六八二号・一ページ)]

○第一回の新條約実施

通商航海條約の改正せられしは、日英以下都合十五個なり。然るに今十七日より実施さるゝは、日英より日葡に至るまで都合十二個にして、日仏と日澳とは世人の既に了知するが如き次第により来八月四日より始めて実施せらる可く、又日独も特別の約束ありしに由り、実施の取極は日英等と同じく今日よりとせられしに拘らず、其の領事裁判権は仏澳二国が享有すると同期日間齊しく享有す可きを以て、これも八月四日より施行の部に入れる可からず。故に此の三条約を除けて、今十七日より全然実施せらるゝは則ち日英より日葡に至るの十二個なり。吾人は之れを称して新條約の第一回実施とせざる可からず。(後略)

明治32・7・10 (金) 〔二九〕 [能仁新報 (五九九号・二ページ)]

○同志社中學認可取消問題

同志社は今回中學認可の取消を文部大臣に出願したりとの事、同社にては今度故新島氏の設立したる趣旨に基き、其制度を改正し、隨ふて勅語本読等の事は、自家の宗教と支悟する所あれば、文部省令に拠り到底認可学校と為るを得べからざれば、遂に其取消を出願したる次第にして、為に生徒の減少を來す事もあらんなれば同社にては断然其宗教の主義を遂行せん考なりと云へり

明治32・7・21 (金) 〔三〇〕 [東北新聞 (二二八一号・四ページ)]

○私立学校令

愈々発布せらるゝに至るべし乍去該案は決して世人が徒らに想像を逞ぶるが如くに排外的神経を含めるものに非らず亦た私立学校撲滅案にも非らずして我国の教育方針を敢て干渉するが如きこと無きを期したれば決して外国人より彼は嘴を容れらるゝ如きことは無かるべし予は該令の発布を俟て事実の上に世上の誤解を氷解せしめんことを欲すと権山文相は語れりと

明治32・7・22(土)〈三一〉〔東北新聞(一一一八一号・六ページ)〕

○私立学校令

近々勅令を以て発布さるべき私立学校令は最初の案に依るときは總体三十箇条より成りたるも其後各教育団体の意見を聞き修正若くは刪除したる条項も少なからず當局者の最も苦心する處は外国人には或制限を附して私立学校設立の認可を与ふる事及び教育と宗教を全く分離する二項なり原案に依れば第十一条に於て「前条の認可を受ける者は五年以上帝国内に住居し且つ国語に通達することを證明するを要す但し専門学校に於ける専門学科の教育専ら外国人を入学せしむるために設立したる学校の教育は此限りにあらず」第十七条に於て「小学校中学校高等女学校其他学科課程に關し法令の規定ある学校及び政府の特權を得たる学校に於ては宗教上の教育儀式を行ふ事を得ず」と規定しあり右二箇条に就き教育者間に頗る是非の議論ありて全然刪除説を唱ふるものの少なからず旁々當局者に於ても多少の修正を加へりと云ふ

明治32・7・25(火)〈三三〉〔東北新聞(一一一八四号・六ページ)〕

○私学令諮詢せらる

予ねて可否の説書たる私学令は過般の閣議に於て幾多の修正を経て上奏御裁可を奏請したる結果此の程枢密院に御諮詢相成りたれば同院にては例に依り特に委員を撰定して之が審査を尽す旨にて文部省に向ひ参考書の送附を請求したれば夫々其の手続を経て

不日之が公布を見るに至るべし

明治32・8・1（火）〈三三〉〔正教新報（四四八号・二〇ページ）〕

○宗教問題の成行

仏教徒は條約改正後耶蘇教の公認せられて仏教の勢力を弱むるに至らんことを恐れ嫉妬の念禁じ難く嘔患の情止むる能はず頻りに當局者に対ひて雜居後耶蘇教は如何に取締らるゝや彼に薄くして我に厚くすべきは当然ならずやなど質問と懇請とを重ね居るは教界超越の境にあるべき宗教を以て俗界紛々の政治に依頼するの愚笑ふべきものなるは既に記す所の如くなるのみならず新条約には明に信仰の自由を規定して

両結盟國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て良心に關し完全なる自由及び法律勅令及び規則に従ひて公私の礼拝を行ふの権利并に其宗教上の慣習に従ひ埋葬の為設置保存せられるゝ所の適當便宜の地に自国人を埋葬するの権利を享有す可し

と云へり既に斯く規定しあれば耶蘇教も亦是迄宗教に關して發布せられたる法律勅令及び規則に従ひて神仏兩教と同一の取締を受くべき事当然なり今更に仏教徒等の運動は寸効なかるべき筈なれども爰に當局者には二つの弱味あり一は外人を鬼神の如くに恐るゝ事、一は仏教が其長老の皇室と關係浅からず其懇請を聽かざるを得ざる事情ある事はなり去れば當局者は耶蘇教には強く當る能はず又一概に仏教徒の請求を拒むことを得ず左支右顧如何ともす可らざる境遇に立てり爰を以て當局者は遂に窮策を絞り出し表裏二個の方針を執るに至れり

明治32・8・1（火）〈三四〉〔正教新報（四四八号・一一ページ）〕

○私立学校令の功力

將に発布されんとする私立學校令の要点は外人の私立學校設立を制限し、且つ宗教と教育との間に截然たる區別を立てる由なれば今

後は耶蘇教の宣教師は從來の如き教育を看板に教法を弘傳すること出来難きものゝ如くなれど実際を察すれば此法令が幾何の功力を有すべきやは寧ろ甚だ疑ふべく彼宣教師連は此法令発布の噂に就ても少しも驚く處なし、其理由は第一、目下の耶蘇教學校は大抵外國より校費の支出を受け居れども皆な日本教育家の名義になして表面外人の名義となれるは一校もなき位なれば如何に外人の私立學校設立を制限するもとの効能もある可らず、第二、宗教と教育の境界は固より一篇の法律命令にて區別し得べきものにあらず例へば從來の宣教師學校を表面尋常中学と改めたる者多々あれども其思想は終に左右し得可らず今後法令にて強て両者を隔離せしめんとするだけ却て反動を起して宣教師に対する同情多きに至るべく一は外人に対する寛宏の詔勅と一は憲法の保障に依りて宣教師等は自由自在に教育界に布教することを得べく私立學校令の制圧は遂に空文に了るならんと宣教師學校派のものは語り居れり

明治32・8・1（火）〈三五〉〔政教時報（一五号・一三ページ）〕

○宗教と教育

過般文部省が高等教育會議に諮詢せし私立學校令は固より欠点無きにあらず、其内最世論の囂々なるは宗教に関する規定に付てなり、此点に付て余輩の意見は已に略述へ置きぬ、爾来猶朝野の間に議論喧しく遂に法制局に於て或る条項を削りたりとて、文部省との間に行違を生じ、種々面倒なる交渉もありたる上相談も纏まりとの話なれど、學制研究会にては予て宿題と為し置きしが、愈々否決せりと、依りて伊沢修二氏は右の決議を齎らして文部省に出頭し、又同会々長子爵長岡護美氏より建議案を出せりと是等は教育宗教上に関する少なからざれば左に掲げて示すべし

私立學校令発布の延期に関する建議案

某等裏に文部大臣閣下が高等教育會議に諮詢せられしと聞く處の私立學校令なるものを閲するに上は大学より下は小学に至る各教育機關には其程度種類等の上に非常なる等差あるに不拘本令に於ては單に其設立の官たり私たるを以て之を区分し私立學校は大中小学校に論なく混然一律を以て規定せられたるに依り其條項中寧ろ高等教育に適用せらるべきも初等教育に適用すべ

かへざるものあり又た宗教と教育との関係の如きは素より学校の官公立たり私立たるを問はず全般に通じて其区域を明にすべきものなるべきに単に私立学校令中の一二条項に附加せられたるが如きは本来順序を過まるものにあらざるか要するに本令は尚ほ不完不備の点あるを免がれざれば此際其發布を見合せられ更に審査を尽されんことを切望す

右建議仕候也

学制研究会々長 子爵 長岡護美

明治32・8・2 (水) <三七> [東北新聞 (二二九一号・六ページ)]

○私立学校令

去三十一日午前九時より枢密院御前会議の議に上りし私立学校令は当初より随分寛大のものなりしが数回の委員会を開きたる末一層寛大と為り毫も世間にて苦慮せしが如き事あることなしと世間にては何とか耶蘇教学校には特別の制裁にても加ふるが如くに想像したるも右は全く鬼胎を抱きたるに過ぎずして耶蘇教関係者の管主にせよ仏教若くは神道関係者の管主にせよ学校令の見る所は全然平等の位地に在る者にて何等の厚薄もなき由を報するものあり

明治32・8・3 (木) <三七> [報知新聞 (八〇二一八号・一一ページ)]

○横山文部大臣の訓令

評判の私立学校令は本日を以て発表せらるべしと云ふ明日より施行の筈なれば左あるべきことなり宗教に関する条項は全く削除されしとのことなるに横山文部大臣は昨日各地方長官に対し『官立学校公立学校及び国民教育を施すべき目的を以て設立せる各中学高等女学校小学校其他指定私立学校等に於ては宗教上の教育を施し其儀式を行ふことを許さず』との趣意を訓令せりと云ふ訓令を以て勅命を矯めんとするものか

○私立学校令に就て

私立学校令は愈々本日公布せらるゝこととなり宗教問題は別項の如く文部省の訓令を以て轄束することとなりたるが固より内外人一切平等にして凡べて私立学校は特別の規定ある場合を除くの外は地方長官の監督に属し小学校、盲啞学校、小学校類似のものは所轄地方長官の認可を受くべく其他は文部大臣の認可を受くべき規定にして其教員たる者は相当学校の教員免状を有する者の外其学力及び邦語に通ずることを要すと規定せられしも其証明にして十分ならざると認められし場合は本人に於て其試験を出願することを得べしとなり尤も専ら外国语、専門の技術又は専ら外国人を入学せしむるの目的を以てする者には邦語に通ずることを要せずとなり又た設立を許可したる学校に於て法律規則に違反し又は其教育上風俗を害すと認めらるゝものは監督官庁に於て之れが閉鎖を命ぜらるゝことあるもの之れに對して訴願を為すの道を与へらるゝ由因みに記す該令は私立幼稚園にも適用せらるゝ筈といふ

明治32・8・3（木）〔三九〕〔東京日日新聞（八三四四三号・三ページ）〕

○私立学校令 附宗教に關する文部省の訓令

久しう世間に轟々たりし私立学校令は愈々本日の官報を以て公布せられ乃ち明四日より実施せらるゝことくなれり同令は主務省より提案の後法典調査会に諮問せられ續て法制局の審査を経終に枢密院に諮詢せられたる次第なるが閣議に於て宗教に關する一箇条を削除せられたる外他は概ね主務省提出の原案の通り可決せられたり而して内閣に於て宗教に關する箇条を削除したるは之が不必要を認めしにはあらずして却て其必要を認めたるも特に之を私立学校令中に置くは穩當ならざるのみならず元來勅令を以て規定する程のことにもあらずと為し別に文部省より同条文の趣旨を訓令せしむべしといふに一決し一方私立学校令中より此条を削除すると同時に他方内閣にては学科課程に關し法令の規定ある学校（中学校、高等女学校の如き）に於ては宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふことを得ずとの訓令を発すべしと文部省に通牒したるやにて同省は多分本日の官報に於て

一般の教育をして宗教の外に特立せしむるは学政上最も必要とす依て官立公立学校及学科課程に關し法令の規定ある学校に於ては課程外たりとも宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふことを許さざるべし

といふ如き訓令を発することとなり其他私立学校設立者に關する資格を削除し又既設学校に対する除外例を設くる等のことは高等教育會議を経たる後仍は文部省に於て審査を遂げ總て成案の通り決定したりと聞く

明治32・8・3（木）〈四〇〉〔日本（三五六七号・1ページ）〕

○国民教育と宗教

私立学校令の要点は先に報ぜし如くなるが右の要点に依れば高等教育會議に上りたる宗教に關する事項は全然削除せられ国民教育を施すべき小学中学高等女学校若くは特權を有する諸学校に於て宗教の儀式及宗教教育を為すも何等制裁なきものゝ如くに思はるれど右は單に「私立学校令」の条項中より削除したる迄にて小中学、高等女学校にては全く国民教育を施すべき場所なるに付矢張り宗教の儀式若くは宗教教育を禁する筈なり右の趣きは私立学校令発布と同時若くは引き続き文部大臣より特に一個の訓令として發布するなりと左も教育會議にては政府より徵兵の猶予等を得たる私立学校即ち特權を有する諸学校に在ても宗教の儀式を行ひ且つ宗教教育を施す事を禁じたりしが内閣及枢密院決議の精神は全く小、中学、高等女学校にのみ之を禁じて他の学校には其制裁を附せざる事と為したりと右文部大臣の発せんとする訓令には其の意旨を明示すべしといへり

明治32・8・3（木）〈四一〉〔国民新聞〕

○私立学校令の発布と其経緯

本紙予報の如く私立学校令は愈本日を以て発布せらるべしと云ふ、今其の経過を略記せんに、該令は本年四月開会せられたる第三回高等教育會議に文部大臣より諮詢せられ、同會議により殆んど全く原案通りに可決せられたるものなるが、該案に就ては社会よ

り排斥的精神を帶びるものとして甚だしく攻撃せられ、就中第十一条に於て学校設立者の資格を制限して國語に通ずるもの又た教員免許状を有するものとなし、且つ第十七条に小学校中学校高等女学校其他学科課程に關し、法律の規定ある学校及び政府の特權を得たる学校には、宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふ事を得ずと規定したる事に就き最も甚しき批難を加へられたりき。文部省當局者に於ても大に反省する所あり、更らに審議を重ねたる末、以上の二項並に他の条項に削除若しくは修正を加へて、是れを内閣に送附したる事は夙に本紙が報じ置きたる所の如し。然るに内閣に於ては、文部省の提案中法律の規定ある学校及び政府の特權を得たる学校にては、其の課程中に宗教を加ふること並に宗教上の儀式を行ふことを得ずと規定せし条項と、別に附則として國語に通せざる外人は教師たる事を得ずとの規定を削除若しくは修正したるのみにて、此外別段に修正を加へたるものなかりしと聞く。而して枢密院に於ては内閣にて削除若しくは修正せし所を復活すべしとの説もありたるやに聞きしが、特に何等の修正等もなく、内閣にて決せし如くに可決せられたるものなりと云ふ。

明治32・8・3（木）〈四一〉〔毎日新聞〔八六二三号・一一ページ〕〕

○私立学校令と宗教

今日を以て発布せらるべき私立学校令の大要是前号の紙上に記せし如く夫の世上の物議を招きたる宗教に關係の事項は之を刪除する事とはなりぬ去れど是れ直に宗教事項は全然自由なりとの意味に非ず前きに高等教育會議の折にも或る人々は「斯かる事項は学校令中に記載するに及ばず」との意味を以て反対せり今回私立学校令の修正されしも亦た此の旨趣に基けると見ばし去れば小学、中学、高等女学校の如く国民教育を施す学校には依然宗教の儀式若くは宗教教育を禁せんとは是れ内閣及び枢密院を通じての意思にして即ち私立学校令の発布と共に文部大臣は一個の訓令以て此の意思を發表すべし

明治32・8・4（金）〈四三〉〔明治学院五十年史（一九〇ページ）〕

超えて八月四日、学院では夏期休暇中ながら緊急理事会を召集して、この由々しき訓令のもとに明治学院に尋常中学部を如何に処理すべきかを評議したが、期せずして議論は左のやうに纏つた。

一、明治学院尋常中学部はその尋常中学校たる特権を即時返納すること

二、普通学部の名称のもとに学生の訓育を続け從来の聖書教授礼拝は之を執行すること

三、我国の将来に設立さるべき基督教学校のため、且つ現存の同種の学校のため友校と協力して文部当局の反省を促がし、特権の回収に努むる事

明治32・8・4 (金) 〈四四〉 [東京朝日新聞 (四七〇〇号・11ページ)]

○私立学校令と宗教

文部大臣は訓令第十二号を以て地方長官及直轄学校に訓令すること左の如し

一般の教育をして宗教の外に特立せしむるは学政上最必要とす依て官立公立学校及学科課程に關し法令の規定ある学校に於ては課程外たりとも宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふことを許さざるべし

明治32・8・4 (金) 〈四五〉 [読売新聞 (七九二一八号・1ページ)]

○文部省の宗教訓令

文部省に於ては私立学校令中より宗教に關する規定を除去したる代りとして予報の如く昨日訓令第十一号を以て左の如く各府県に訓令せり

一般の教育をして宗教の外に特立せしむるは学政上最必要とす依て官立公立学校及び学科課程に關し法令の規定ある学校に於ては課程外たりとも宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふ事を許さざるべし

○私立学校令の発表

別項の如く愈々昨日の官報もて発表せられ久しう物論の種たりし私立学校令も一先づ段落を告ぐるに至れり前日紙上にも略々其原案の変化せる諸点を掲げしが尚茲に彼此を比較せんに当初高等教育會議に現はれし際は、全文三十箇条なりしもの今回は二十箇条となり、其繁雜渋晦のきらひ有りしものも稍ら面目を一新し得たるに以たり、然れども大体の上より見れば其精神に大なる変化を与へたるものにあらず、只多少目立ちしものは

原案第十七条 小学校中学校高等女学校其他学科課程に関し法令の規定ある学校及政府の特權を得たる学校に於ては宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行ふことを得ず

同第十八条 私立学校に於ては政治に関する時事を講談論議することを得ず

同第十九条 私立学校設立者は相当学校教員免許状を有するもの又は教員たる認可を得たる者に限る但し小学校教員免許状を有する者又は小学校教員たるに相当なる資格を有すと認むべき者は幼稚園設立者たることを得

の三箇条が全然削除されたるに在り、但し此前除説は當時私立学校流の主張せし所にて、今日の結果より云へば私立学校派の全勝ともいふべし、然れども國民教育と宗教の分離に就てはやがて別に訓令の出づと云へば、義務教育と教宗分離は之れが為めに何の影響もながるべし、又政談云々の件も特に記載するの必要なき為め削れしものなるべく、其原案第九条学校設立者の資格に関する規程の削除は最も設立者の自由を得たる所なれど、これとても原案には第七条の規程ありて世人のいふが如く爾かく甚だしき拘束的のものにはあらざりしなり、されど原案の法文は外人を憚かる為め極めてウソリク子りて繁雜に渋晦にものせられたりしを以て、却つて実質以上の干渉的なるものゝ如くに誤られしが、今回の修正にて都て是等の不手際は大に改まりたり、右の他諸所に多少の修正あれど特に摘出せざるに足らず

（未完）